

学校番号 (3)
学校 福岡市立博多小学校
校長 浦川 宣 印
(生徒指導担当者 白垣 雄祐)

令和元年度 博多小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、1月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- (2) 「いじめは、断じて許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- (3) 児童の日常の表情や行動の変化に気を配り、常にアンテナを高く保ち、いじめが疑われる段階から対応します。

<博多小 いじめゼロ宣言>

- ・いじめゼロでみんなの笑顔を広めます
- ・いじめにつながる言動を しません させません ゆるしません
- ・一人一人のちがいを大切にします

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- いじめ防止対策は、被害者・加害者を発見することだけを目的とするのではなく、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効であることを基本に取り組む。
- 未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることである。（自己有用感の育成）
- 具体的には、わかる授業づくりを進める。すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫することを、あらためて第一に行っていく。
- 児童の生活する環境を清潔に保ち、清掃指導などを含めて、教育環境の整

備を進めていく。(もくもく清掃活動の指導充実, きれいな掲示物・校舎)

- 児童生徒が主体となって, いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち, いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭, 関係機関との積極的連携

- 学級懇談会やPTA地域委員会・学校サポーター会議等を通して, 学校内外での児童の実態を把握するなど, 適宜協力を得, 連携して対応にあたる。
- 必要に応じて, 専門機関と連携したかかわりを持つ。

3 いじめの早期発見・即対応 (いじめの兆候を見逃さない取組等)

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備, 被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取り組みの充実のため, 「いじめ対応マニュアル」及び「いじめの早期発見の手引き」の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置 (ネット上のいじめ, **加害児童生徒への対応も含む**)

- (1) いじめ被害児童のケアを最優先とするが, 被害児童, 加害児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう, 改善をすることを基本とする。
- (2) いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう, 十分な注意を払う。
- (3) いじめへの対応は, 基本的には「いじめ対策委員会」を中心とした組織である。
- (4) 状況や対応の経緯について, 客観的な事実確認を行い, その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (5) 学校だけでは対応困難な場合, 教育委員会の支援チームの活用を行い, いじめ問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として, 区域外通学や別室指導など柔軟な対応に努める。
- (7) 加害児童については, 起きた問題行動に対する指導はもちろんのこと, 自己指導能力を育てる生徒指導も積極的に行う。

5 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法 第28条関係)

児童の生命, 身体又財産に重大な被害が生じるようなものについては, 教育的配慮や被害者の意向を配慮の上, 想起に警察に相談・通報時, 警察と連携した対応を図る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめ問題に関する資質の向上を図るため, 教育委員会と連携し, 学校基本方針の共通理解, いじめの防止などのための対策に関する校内研修を実施する。

- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」などを活用し，自らの対応を振り返るよう教職員への指導徹底を図る。
- (3) いじめ未然防止のために，Q-Uアンケートの分析活用のための校内研修をする。
- (4) Q-Uアンケートの実施後，情報を組織的に共有し，支援方針を明確にする。
- (5) ネットに関するいじめの校内研修をする。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に，保護者等地域の方の参画や児童生徒の意見を取り入れ，児童生徒や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は，学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき，取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し，必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称 博多小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめ事実の確認。対策案を練る
- ・該当児童への指導，該当保護者への対応
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
- ・学級への指導体制の強化，支援
- ・外部組織への協力要請，又は，警察への通報

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

【学校】校長，教頭，教務担当主幹教諭，生徒指導担当教諭，養護教諭，SC，SSW，該当学年教諭，

【PTA】会長

【地域】地域代表子ども団体地域指導員，地域代表公民館長

【専門的な知識を有する者】大学教授

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称 博多小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・重大事態発生について教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実確認の調査
- ・調査結果を教育委員会へ報告
- ・調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

【学校】校長，教頭，教務担当主幹教諭，生徒指導担当教諭，養護教諭，S C，SSW，
該当学年教諭

【P T A】会長，副会長，役員など

【地域】青少年健全育成連絡協議会代表，子ども会育成連合会代表 民生委員など

【専門的な知識を有する者】心理・福祉の専門家など

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェ ック
4	学校いじめ防止基本方針作成 学校生活アンケート	P	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成	D	
		D		P	
5	学校生活アンケート	D	博多小 いじめ防止対策委員会	D	
6	いじめゼロ取組月間 Q-Uアンケート 児童会による取り組み	D	校内いじめ防止対策委員会	CD	
		D			
		P			
7	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 夏季研修(Q-U 事例検討会)	CD ACD	
8	いじめゼロサミット2018参加	D	校内いじめ防止対策委員会	CD	
9	学校生活アンケート いじめゼロ実現プロジェクト	D	博多小 いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	CD	
		D		CD	
10	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 前期の取り組み反省確認	CD	
				D	
				C	
11	学校生活アンケート Q-Uアンケート	D	校内いじめ防止対策委員会	CD	
		D			
12	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 研修 学級集団づくり	CD	
				D	
1	学校生活アンケート 児童会による取り組み	D	校内いじめ防止対策委員会	CD	
		CA			
2	学校生活アンケート	D	博多小 いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	CD	
				C	
3	学校生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 年間取り組み反省確認	C	
				C	

※ いじめゼロ取組月間は，1学期に設定すること。いじめゼロ実現プロジェクトは，
2学期に設定すること。

※ いじめに関するアンケートを月1回以上実施する。無記名式のアンケートは学期
1回以上実施する。

※ いじめ防止等の対策のための組織の構成員のうち，学校の教職員のみで行う「校
内いじめ防止対策委員会」は月に1回開催すること。

※ 学校外の関係者を含めた「〇〇小（中）いじめ防止対策委員会」は，学期に1回
開催すること。＜チェック欄は，A・B・Cを記入（Aが上位）＞